

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和7年2月1日現在)

当院は保険医療機関の指定を受けている病院です。

1 入院基本料について

(1) 一般病棟

当病棟では、1日に17人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ①朝 8 時 0 0 分から夕方 1 6 時 0 0 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は4名以内です。
- ②夕方 1 6 時 0 0 分から翌朝 8 時 0 0 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は27名以内です。
- 令和7年2月 1 日現在、看護師22人・准看護師5人・看護補助者7人を勤務配属し、基準以上の手厚い看護体制を整えています。

(2) 療養病棟

当病棟では、1 日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、1 日に6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ①朝 8 時 0 0 分から夕方 1 6 時 0 0 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は8名以内です。
- 看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は8名以内です。
- ②夕方 1 6 時 0 0 分から翌朝 8 時 0 0 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は39名以内です。
- 看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は39名以内です。

令和7年2月 1 日現在、看護10人・准看護師1人・看護補助者11人を勤務配属し、基準以上の手厚い看護体制を整えています。

2 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡しいております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

3 D P C 対象病院について

当院は、「D P C 対象病院」です。

当院の一般病棟では、診断群分類点数表を用いて、包括評価と出来高評価を組み合わせた計算を行います。

※医療機関別係数 1.0774（基礎係数 1.0063＋機能評価係数Ⅱ 0.0456＋救急補正係数 0.0056＋激変緩和係数 0.0199）

（平成24年厚生労働省告示第165号 別表 第三に掲げる病院）

4 明細書発行体制について

当院は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行致します。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

5 四国厚生支局長に下記の届出をおこなっております

(1) 入院時食事療養について

①入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。

②適時（朝食：8 時、昼食：1 2 時、夕食：1 8 時）、適温で提供しております。

(2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

・急性期一般入院料 6	・入退院支援加算 1	・認知症ケア加算 2
・療養病棟入院基本料 1	・データ提出加算 2 口	・排尿自立支援加算
・療養病棟療養環境加算 1	・救急医療管理加算	・後発医薬品使用体制加算 1
・地域包括ケア入院医療管理料 1	・入院時食事療養/生活療養(Ⅰ)	・情報通信機器を用いた診療に係る基準
・医療安全対策加算 2	・病棟薬剤業務実施加算 1	・医師事務作業補助体制加算 2（20対1）
・診療録管理体制加算 2	・せん妄ハイリスク患者ケア加算	・医療 D X 推進体制整備加算
・機能強化加算	・患者サポート体制充実加算	・バイオ後続品使用体制加算
・療養環境加算	・感染対策向上加算2	・協力対象施設入所者入院加算

(3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	・人工腎臓	・導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算
・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	・下肢創傷処置管理料	・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）	・輸血管理料Ⅱ	・検体検査管理加算（Ⅱ）
・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	・酸素の購入単価	・在宅がん医療総合診療料
・入院ベースアップ評価料（3 7）	・無菌製剤処理料	・がん性疼痛緩和指導管理料
・外来・在宅ベースアップ評価料（1）	・薬剤管理指導料	・外来腫瘍化学療法診療料 2
・保険医療機関間の連携による病理診断	・地域包括診療料 1	・糖尿病透析予防指導管理料
・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	・輸血適正使用加算	・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	・がん治療連携指導料	・下肢末梢動脈疾患指導管理料
・時間内歩行試験およびシャトルウォーキングテスト	・画像診断管理加算 2	・集団コミュニケーション療法料
・在宅時医学総合管理料及び施設入居等医学総合管理料	・外来化学療法加算 2	・慢性腎臓病透析予防指導管理料
・二次性骨折予防継続管理料1, 2, 3	・外来排尿自立指導料	・エタノールの局所注入（甲状腺）
・在宅医療 D X 情報活用加算	・糖尿病合併症管理料	・エタノールの局所注入（副甲状腺）
・在宅酸素療法指導管理料の注 2 に掲げる遠隔モニタリング加算	・C T 撮影及び M R I 撮影	・地域連携診療計画加算
・遺伝学的検査の注1に規定する施設基準	・医療機器安全管理料 1	・プログラム医療機器等指導管理料
・心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に掲げる遠隔モニタリング加算		
・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に掲げる遠隔モニタリング加算		
・胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）（医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術）		
・特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについての別添 1 の[第14の2]の 1 の(2)に規定する在宅療養支援病院		
・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンズと運動しない持続血糖測定器を用いる場合）		
・酸素の購入単価（LGC 0.31円、大型ボンベ 0.42円、小型ボンベ 1.94円）		

6 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、証明書、診断書などにつきまして、その利用に応じた実費のご負担をお願いしております。

(1) 特別療養環境について

種類	病棟区分	病床数	部屋番号	料金／日（税込）	主な設備／備品
個室（1 人部屋）	一般病棟	12	405 406 410 411	3,300円	有料テレビ、冷蔵庫
			412 413 415 416		クローゼット、チェスト
			423 425 428 430		トイレ、シャワーユニット
	療養病棟	4	301 310 311 316		洗面台、インターネット回線

(2) 文書料および画像媒体料は別添資料を参照してください

(3) その他は別添資料を参照してください

(4) 入院期間が 1 8 0 日を超える場合の費用の徴収

1 日につき、2,272円（税込）を徴収させていただきます。

この期間の計算は、当院における入院期間だけでなく、他の医療機関に入院されていた期間も含まれますので、過去、3ヶ月以内に医療機関に入院されていた患者さんは、入院手続き時に受付窓口にお申し出ください。

また、難病や重症等一定の状態にある患者さんについては、当該費用の請求対象とはなりません。